

こ成母第 142 号
こ支虐第 147 号
令和 6 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「こども家庭センターガイドライン」について

令和 4 年 6 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 66 号)において、市町村は、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」(以下「センター」という。)の設置に努めることとされている。

今般、別添のとおり、センターの運営にあたり、「こども家庭センターガイドライン」を定め、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

については、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長(指定都市長、中核市長を除き、特別区長を含む。)に対する周知につきご配慮願いたい。

また、「子育て世代包括支援センターの設置運営について」(平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「子育て世代包括支援センター業務ガイドラインについて」(平成 29 年 8 月 1 日付子母発 0801 第 1 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)について」(平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 47 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

こども家庭センターガイドライン

令和6年3月

こども家庭庁

(6) アセスメント	92
(7) サポートプラン（及び支援方針）の作成等	93
(8) サポートプラン（及び支援方針）の見直し等	94
(9) 支援及び指導等	95
(10) 児童記録票の作成	101
(11) 支援の終結	101
(12) 転居への対応	103
4. 特定妊婦の把握と支援	104
(1) 特定妊婦の把握	104
(2) 特定妊婦への支援の留意点	105
(3) 特定妊婦への具体的な支援	106
(4) 医療機関との連携	108
5. 家庭支援事業の利用勧奨・措置について	109
(1) 利用勧奨	109
(2) 措置	111
6. ヤングケアラー支援の流れ	113
(1) ヤングケアラーの把握	113
(2) ヤングケアラーに対するアセスメント	113
(3) サポートプラン（及び支援方針）の作成及び支援の実施	114
(4) フォローアップ	114
7. 関係機関との連絡調整	114
(1) 関係機関との連携の重要性	114
(2) 要保護児童対策地域協議会の活用	117
(3) 児童相談所との協働、連携の必要性	118
(4) 他関係機関、地域における各種協議会等との連携	118
8. その他の必要な支援	118
(1) 一時保護又は施設入所等の措置解除前後の支援（アフターケア）	118
(2) 里親、養子縁組家庭への支援	120
(3) 「状況確認ができないこども」への対応	120

第3節 相談種別ごとの対応のあり方..... 124

1. 保健相談	124
(1) 妊娠期の相談	124
(2) 出産直後のこどもに関する相談	124
(3) 子育て期の相談	124
(4) 乳児家庭全戸訪問における継続訪問事例と教育委員会等との連携	124

5. 家庭支援事業の利用勧奨・措置について

家庭支援事業の利用が必要と認められる者については、その利用を勧奨しなければならず、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、支援を提供することができる。(なお、ここでいう「勧奨」は法第 21 条の 18 第 1 項に基づき後述の対象者に限って実施されるものを指し、窓口等での事業利用を促す通常の利用勧奨とは異なる。また市町村の「措置」については、市町村が、利用者からの申請がなくても利用ができるよう事業を提供するものであり、児童相談所による法第 33 条に基づく児童の一時保護などとは異なり、保護者の同意なく強制的に事業提供するものではない。)

(1) 利用勧奨

① 利用勧奨の検討及び決定

利用勧奨の対象については、サポートプランが作成された者や都道府県や児童相談所から引き継いだ児童(※1)等、家庭支援事業の提供が適当であると認められた者とする。ただし、支援の必要度が高いものの、事前にサポートプランを作成する時間がない対象者については、サポートプランが無くとも利用勧奨を行うことも可能とする。その場合、事後的にサポートプランを作成することとする。なお、サポートプランの作成の同意取得が困難な場合の対応は、第 1 章第 4 節 2 「(2) 作成の対象者」及び「(5) 作成上の留意点(妊産婦・保護者・こどもとの協働関係)」を参考に、行政内部での支援方針等へ反映させ、支援を実施しながら、サポートプランの作成に向けた信頼関係の構築を進めていただきたい。

なお、利用勧奨は、その児童や保護者等にとって効果的であると思われる支援を提供することに主眼があるものであることから、総合的かつ複数の職員による多角的なアセスメントを行い、利用勧奨を行うことが望ましい。そのため利用勧奨については、センター内部での検討のみならず、要対協へ登録されているケースについては要対協の個別ケース検討会議等において必要な支援策(事業の種類、利用予定の家庭支援事業者、事業における支援の内容、頻度、回数、期間等を含む)やサポートプランの検証、支援の提案方法(誰がどこでどのように)などの検討の上、行うこと(※2)。

(※1 法第 26 条第 1 項第 8 号の規定による通知を受けた児童、法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号による市町村指導の対象児童、法第 27 条第 1 項及び第 28 条第 1 項に基づく措置の解除者、法第 33 条に基づく一時保護の解除者、法第 25 条の 7 第 1 項に基づき市町村が一時保護等が必要と判断し児童相談所や都道府県に送致や通知を行ったものの、結果として児童相談所等による措置に至らなかった通告児童等)

(※2 第 1 章第 4 節「2. サポートプランの作成、更新」及び、第 3 章第 2 節「3. 要支援児童等への支援業務」も併せて参照)

なお、都道府県や児童相談所による委託を受けて市町村指導を行うケースにおいて、委託を受けた市町村が家庭支援事業の利用勧奨を行う場合、都道府県や児童相談所の市町村指導措置(法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号による措置)に加えて、市町村による利用勧奨(法第 21 条の 18 第 1 項に基づく勧奨)が必要になる点、留意されたい。

また、個人情報の保護に留意しながら、児童の最善の利益を考慮した対応を図る必要があることから、利用予定の家庭支援事業者等にも要対協の構成員として参加を求めることで、事業者が持つ情報を要対協に共有し、必要な支援につなげていくことが考えられる。

② 利用勧奨を行う職員について

利用勧奨を行う職員については、福祉的な支援に繋げていくための対応であるため、**児童福祉部門での対応が想定されるが、母子保健部門での対応も可能**であり、その場合、児童福祉部門へ必ず情報共有するなど、両者で連携を図り、対象者との関係性も踏まえて適切な職員が利用勧奨を行うなど、柔軟な対応を行うこと。また、最終的に行政処分たる措置につながるものが想定されるものであることを踏まえ、市町村における責任主体、決裁ルートを明確にし、他の部門の職員が利用勧奨を行った場合には、その実施状況について適切に共有を図ること。

③ 利用勧奨を行う方法

利用勧奨を行う方法としては、口頭による通告又は文書による通知（参考資料4(10)参考様式1）により行うこととし、**児童記録票等に利用勧奨をした背景や理由、状況、結果等を記録すること。**

なお、文書の通知により行う場合でも、通知時又はその前後に必ず対面において丁寧な説明を行い、利用につながるよう努めること。また、**円滑な利用に繋げるため、対象者との関係性が構築できている関係機関の職員や利用予定の家庭支援事業者等が同席し働きかけを行うことも考えられる。**事業者が同席する場合には、あらかじめ保護者等へ同席することを伝え、意向を確認すること。

費用負担発生する事業の費用負担については、利用勧奨を受けずに事業を利用する世帯との公平性の観点を踏まえ、**利用勧奨を行ったことをもって特段の公費による支援は行わないが、支援の必要な家庭が支援に繋がり、継続的に支援が受けることができるよう、国の支援メニューを活用して所得状況に応じた減免制度を設け、案内を行うことを徹底するよう留意すること。**

利用勧奨の結果、利用の意思が確認できた場合には、該当する事業の通常の利用申請と同様の方法で利用申請、決定を行う。

利用の意思が確認できない場合や、支援の受け入れに拒否的な場合は、訪問等を繰り返すを行い、対象者との信頼関係を構築する中で、支援の必要性や期待できる効果等を伝え、利用につながるよう努めること。

④ 都道府県や児童相談所との連携

都道府県や児童相談所との連携については、一時保護や専門的な支援の必要性も視野に入れ、必要に応じて行うこととする。なお、都道府県や児童相談所から引き継いだ児童（※）については、特に都道府県や児童相談所との連携の必要性が高いと考えられる。また、支援の必要性が高いと考えられるにも関わらず、利用勧奨に対して保護者等から強い拒否反応があり、必要な支援に結びつかない場合には、都道府県や児童相談所と積極的に連携し、ケースの状況に応じた必要な支援が提供されるようにすること。

（※法第26条第1項第8号の規定による通知を受けた児童、法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号による市町村指導の対象児童、法第27条第1項第3号及び第28条第1項に

基づく措置解除者、法第 33 条に基づく一時保護の解除者、法第 25 条の 7 第 1 項 4 号に基づき市町村が児童相談所に対し一時保護の実施が適当と通知したものの一時保護に至らなかった通告児童等)

⑤ 支援状況の把握

利用勧奨による家庭支援事業の利用開始にあたっては、利用する家庭支援事業者に対して、サポートプラン等の内容を事前に共有すること。

また、センター等において対象者を継続的に見守り、対象者の状況に応じて、サポートプランを適宜変更しつつ、適切な支援が行われるよう、利用する家庭支援事業者からの支援状況の報告事項や報告先、相談先等をあらかじめ定め、適切に情報共有がされる体制を整備すること。

(2) 措置

① 措置の検討及び決定

措置については、利用勧奨を実施したにもかかわらず、対象者の社会経済的状況に変化が見られず、疾病その他やむを得ない事由により、利用申請を行うことができないなど、事業を利用することが著しく困難であると市町村が認めた場合に行う。なお、利用勧奨の状況も踏まえ、アセスメントやサポートプラン等の見直しを行い、要対協登録ケースについては**要対協の個別ケース検討会議等において検討する**などしたうえで、必要性を判断する。なお、市町村の措置については、強制性を伴うものではなく、市町村が、利用者からの申請がなくても利用ができるよう事業の利用を決定するものであることから、**事業の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合に措置を行うことに留意すること**。なお、児童相談所や都道府県による委託を受けて市町村指導を行うケースにおいて、家庭支援事業の措置について検討された場合、児童相談所や都道府県の市町村指導措置（法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号による措置）に加えて、市町村による利用勧奨及び措置の通知（措置の場合は文章による通知）が必要になる点、留意されたい。

② 措置を行う職員について

措置については、利用勧奨とは異なり行政処分であることから、措置の実施に当たっての決裁権者は明確に定めておく必要があり、センター長又は児童福祉部門の管理職を想定しているが、市町村において適切に設定することとなる。そのため、措置を行う職員については、その指揮命令権が及ぶ職員が行うこと。

なお、その場合、センターの職員又は児童福祉部門に併任がかけられている母子保健部門の職員も実施可能である。

③ 措置を行う方法

措置を行う方法としては、**行政処分であることから文書による通知（参考資料 4 (10) 参考様式 2）により行うこと**。なお、措置の対象者については障がいや疾病、その他の理由により窓口への来所が困難な場合もあることから、居宅への訪問や同行支援を行うなど配慮したうえで、**必ず対面において丁寧な説明を行うこととし、児童記録票等に措置を通知した旨に加え、その背景や理由、説明した時の状況等を記録すること**。加えて、説明の際、利用勧奨と同様に、対象者との関係性が構築できている関係機関の職員や利用予定の家庭支援事業者等が同席し働きかけを行うことも考えられる。事業者が同席する場合には、あらかじめ保護

者等へ同席することを伝え、意向を確認すること。加えて、利用予定の家庭支援事業者に対して必要な情報を提供することについて説明の際に保護者等からの同意を得たうえで、利用する家庭支援事業者に対して通知（参考資料4(10)参考様式3）すること。

措置の対象者に対しては、**原則として費用負担を求めない運用とする**。ただし、保護者等の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めたとしても以後支援を行いつらくなるといった事態が生じないと認められる場合には、法第56条第2項の規定に基づき費用徴収することも検討すること。なお、措置の実施については、上記①に記載のとおり市町村が必要と認めた場合には、躊躇なく行うことが必要であるが、**費用負担を求めないことを目的として措置を実施することは望ましくない点に留意すること**。

なお、市町村指導を行うに当たり、市町村が法第21条の18第2項に基づく支援の提供（措置）を行う際は、当該措置は市町村の決定により行われる措置であることから、保護者等の措置対象者が当該措置に不服がある場合の行政不服審査法に基づく不服申立ては、市町村に対し行われるものである。市町村は、児童相談所から必要に応じて助言や援助を受ける等、連携を十分に図る。

④ 都道府県や児童相談所との連携

都道府県や児童相談所との連携については、一時保護や専門的な支援の必要性も視野に入れ、必要に応じて行うものとする。なお、措置を試みたものの対象者が明確に反対の意思を表したなどにより必要な支援に結びつかない場合であって、支援の必要性が高いと判断される場合には、都道府県や児童相談所と積極的に連携し、ケースの状況に応じた必要な支援が提供されるようにすること。

⑤ 支援状況の把握

措置による家庭支援事業の利用開始にあたっては、通常契約関係の下で利用される家庭支援事業とは異なることに留意し、**利用する家庭支援事業者に対して、対象者の状況や、サポートプラン等の内容を事前に共有すること**。

措置により利用を開始した場合においても、センター等において、状況に応じて本人の申請による利用に切り替えられるよう働きかけや支援を行うこと。また、対象者を継続的に見守り、対象者の状況に応じて、サポートプランを適宜変更しつつ、適切な支援が行われるよう、利用する家庭支援事業者からの支援状況の報告事項や報告先、相談先等をあらかじめ定め、適切に情報共有がされる体制を整備すること。**家庭支援事業者からの定期・随時の情報提供等により、必要に応じて支援の進行状況やニーズの変化について検討したうえで、措置期間が必要以上に長くなりすぎないように、適切にサポートプランの見直しを行うよう努めること**。

なお、措置による支援の提供期間の満了前に対象者の支援の提供理由の消滅、転出、死亡等によって措置による支援の提供を解除した場合、保護者等及び利用中の家庭支援事業者に対して通知（参考資料4(10)参考様式4）すること。また、支援の提供の解除に際して事前に説明及び意見の聴取の手続をとるなど、福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令（平成6年厚生省令第62号）に十分留意すること。

(10) 家庭支援事業の利用勧奨・措置について

自治体で自由に変更が可能

(参考様式1)

文書番号第 号
年 月 日

(保護者等氏名) 様

市町村長 (市町村長氏名) 印

家庭支援事業の利用について

保護者の方の心身の不調や子育ての不安感等により、子育てのサポートが必要と思われるご家庭には、市町村がご家庭を支援する事業の利用をお勧めしています。

〇〇 〇〇様におかれては、次の事業の利用が可能ですので、利用をお勧めする旨、お知らせいたします。

記

- 1 対象児童氏名及び生年月日
- 2 保護者等氏名
- 3 事業名
- 4 利用事業所の名称及び所在地
- 5 主な支援の内容（支援の内容、頻度、回数等）
- 6 利用が必要な理由
- 7 利用が必要な期間

問合せ先
住所 〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇課〇〇〇係
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (内線〇〇〇〇)

(参考様式2)

自治体で自由に変更が可能

文書番号第 号	
家庭支援事業 措置決定通知書	
年 月 日	
(保護者等氏名) 様	
市町村長 (市町村長氏名) 印	
児童福祉法第 21 条の 18 第 2 項の規定により下記のとおり事業を提供しますので通知します。	
児童の氏名及び 生 年 月 日	年 月 日生
保護者等氏名	
提供事業名	
提供が必要な理由	
提供事業所の 名称及び所在地	
主な支援の内容 (支援の内容、頻度、回数 等)	
上記支援を提供する期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市町村長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市町村を被告として(訴訟において〇〇市町村を代表する者は〇〇市町村長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

(参考様式3)

自治体で自由に変更が可能

文書番号第 号	
家庭支援事業 措置決定通知書	
年 月 日	
(事業運営者名称) 御中	
市町村長 (市町村長氏名) 印	
次の児童及び保護者等に対して、児童福祉法第21条の18第2項の規定により下記のとおり事業を提供しますので通知します。	
児童の氏名及び 生 年 月 日	年 月 日 生
保護者等氏名	
提供事業名	
提供が必要な理由	
提供事業所の 名称及び所在地	
主な支援の内容 (支援の内容、頻度、回数 等)	
上記支援を提供する期間	年 月 日 から 年 月 日まで
備考	

(参考様式4)

自治体で自由に変更が可能

文書番号第 号	
家庭支援事業 措置解除通知書	
年 月 日	
様	
市町村長 (市町村長氏名) 印	
年 月 日付け 第 号により決定した児童福祉法第21条の18第2項の規定による事業の提供について、解除することにしたので通知します。	
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 等 氏 名	
提 供 事 業 名	
提 供 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
解 除 年 月 日	年 月 日
解 除 の 理 由	
備考 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市町村長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市町村を被告として（訴訟において〇〇市町村を代表する者は〇〇市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	